

岩手県告示第541号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

平成28年6月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 平成28年6月2日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号又は名称 株式会社水道センター
 - (2) 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区南都田字林福野4番地10
 - (3) 代表者の氏名 高橋 正
 - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第8709号
- 3 処分の内容 営業の一部の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲 管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
 - (2) 期間 平成28年6月17日から同月23日までの7日間
- 4 処分の原因となった事実 2に掲げる者は、奥州市発注の建設工事において、法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことが、法第28条第1項第2号に該当すると認められる。